

令和4年度に実施する移住・定住支援事業の概要をお知らせします。皆様のご家族やお知り合いなどへお知らせください。なお、下記以外にも申請の要件がありますので、市ホームページまたは移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」をご覧ください。お問い合わせください。

❖ 移住・定住住宅取得等支援事業補助金

平成30年4月1日以降に本市へ転入し、令和5年3月31日までに新築または購入した住宅に居住する人を対象に、住宅取得等費用の一部を補助します。

補助対象経費	世帯区分	補助金の額
住宅の新築・新築住宅の購入に係る費用	若年者世帯・若年夫婦世帯・子育て世帯	補助対象経費の2分の1 (上限100万円)
	その他の世帯	補助対象経費の2分の1 (上限50万円)
中古住宅の購入に係る費用	若年者世帯・若年夫婦世帯・子育て世帯	補助対象経費の2分の1 (上限50万円)
	その他の世帯	補助対象経費の2分の1 (上限30万円)

※若年者世帯（世帯主が40歳未満の世帯）、若年夫婦世帯（世帯主またはその配偶者が40歳未満の世帯）、子育て世帯（妊婦または18歳未満の子がいる世帯）

❖ 移住・定住引越し支援事業補助金

令和4年4月1日以降に青森県外から本市へ転入した若年者世帯や子育て世帯を対象に、引越し費用の一部を補助します。※本人または同一の世帯員の転勤・通学などにより、本市へ転入した場合を除きます。

補助対象経費	補助金の額
引越し費用（家財道具などの運搬に係る費用）	補助対象経費の3分の2（上限10万円）

❖ 移住支援金

東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から本市へ転入し、青森県公式就職情報サイト「あおりジョブ」に移住支援金の対象として掲載している求人就業した人などに、移住支援金を支給します。

補助対象要件	支援金の額
単身での転入	60万円
世帯での転入	100万円

※18歳未満の子がいる世帯の場合は、子1人につき30万円を加算します。

あおりで、働く。

あおりジョブとは…

進学や就職などで青森県を離れ、地元に戻って働きたいと考えている人や青森県への移住を考えている人の就職を支援するサイトです。



Aomori Job



❖ 結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の経済的負担を軽減するため、婚姻に伴う住宅取得費用やリフォーム費用、住宅賃借費用、引越し費用を補助します。

補助対象世帯

- ▶ 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの期間に婚姻し、夫婦のいずれも本市に住所を有している世帯。
- ▶ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満であること。

補助対象経費	補助金の額
婚姻に伴い、令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った次の費用を合算した額	上限30万円
①新規の住宅取得費用（建物の建築・購入費）	
②住宅のリフォーム費用 ※外構工事、家電の購入・設置費用は対象外	
③新規の住宅賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）	
④引越し費用（引越し業者または運送業者へ支払った費用）	